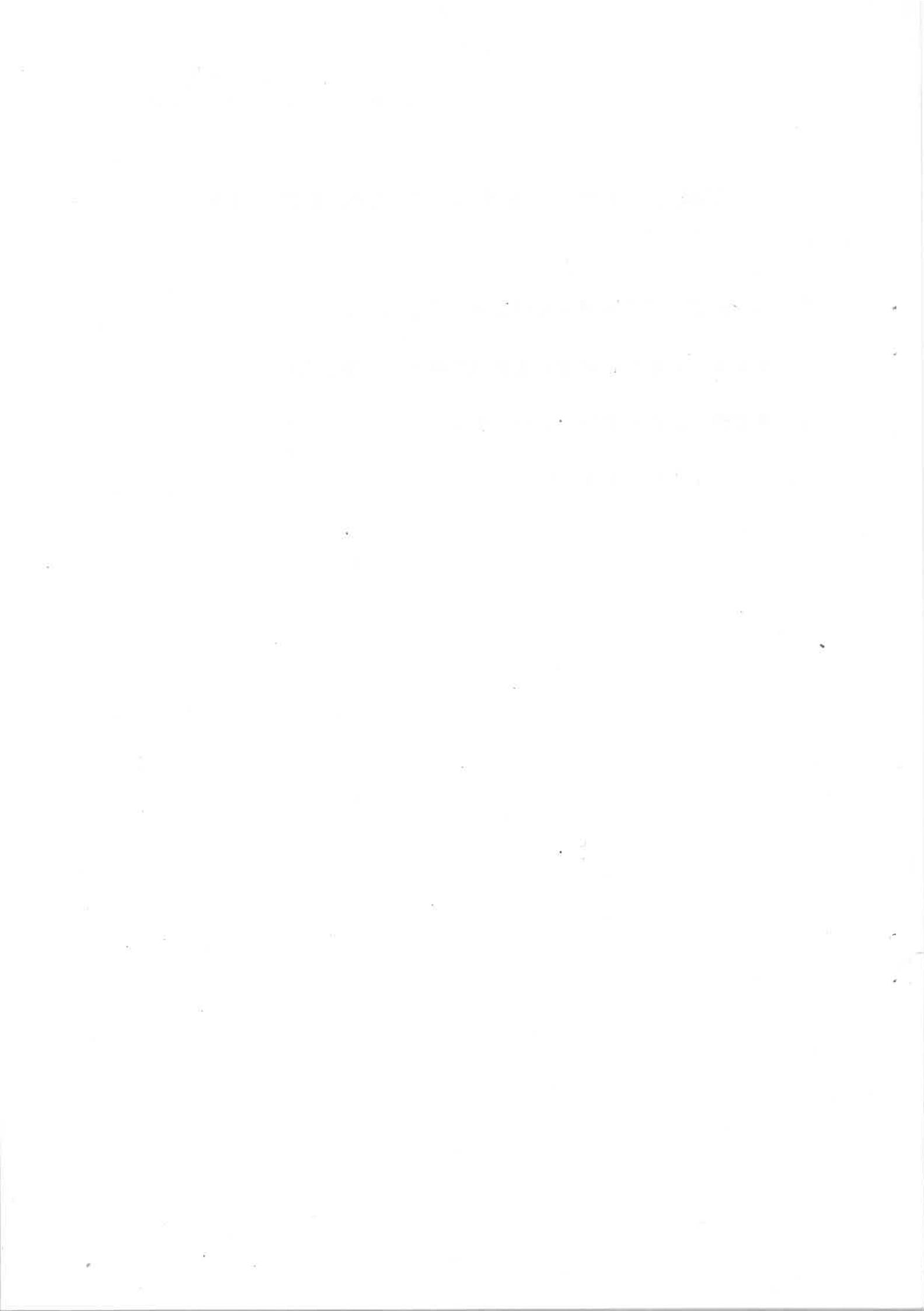


資料 3

会議終了後、返却をお願いします。

平成 27 年度 千葉県いじめ対策調査会 資料

1 いじめ防止対策推進法の概要及び同法の条文	・ · · 1
2 千葉県いじめ防止対策推進条例の概要と同条例の条文	・ · · 1 4
3 千葉県いじめ対策調査会規則条文	・ · · 2 1
4 いじめ防止対策基本方針	・ · · 2 3



いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講すべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講すべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講すべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他のいじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとすること。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雜則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）
- 第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
- 第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
- 第六章 雜則（第三十四条・第三十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、

未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童

等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十二条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十三条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進

するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

（学校におけるいじめの防止）

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の

教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものとの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する

る資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見の方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一條の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余

儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に

係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雜則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措

千葉県いじめ防止対策推進条例(概要)

目的等

○目的(第1条)

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、県が取り組むべき施策を整理し、及び積極的かつ効果的ないじめの防止等のための対策を実施することにより、児童等が健やかに成長することができる環境をつくること。

○いじめの定義(第2条)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○いじめの禁止(第4条)

児童等は、①いじめを行ってはならない。②他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないように努めるものとする。

○県の責務(第5条)

いじめの防止等に関する施策を総合的に策定・実施、県外の学校に通学する児童等のいじめの防止のために関係機関と協力 等

基本方針

○県いじめ防止基本方針(第11条):策定を義務付け(法律では努力義務)

○学校いじめ防止基本方針(第12条):県の基本方針等を参照して策定することを明記

県の施策

○相談及び情報収集体制の充実(第13条) 予防及び早期発見のための取組(第14条)

○人材の確保及び資質の向上(第15条):スクールカウンセラーの確保等について明記

○啓発(第16条):毎年4月をいじめ防止啓発強化月間に

○ネットいじめ対策(第17条) ○調査研究(第18条)

県の組織

○千葉県いじめ問題対策連絡協議会(第19条):設置を規定(法律では「置くことができる」)

学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、県警察等で構成

○千葉県いじめ対策調査会(第20条):設置を規定(法律では「置くことができる」)

委員10人以内。県のいじめ防止等の対策の審議や、県立学校における重大事態の調査等を実施。

重大事態対応

○重大事態への対応(第21条)

法律に基づく重大事態への対応(いじめに関する調査や報告)を迅速かつ適切に行うことを規定。また、市町村立や県外の学校における重大事態についても、対処が進むように努力することを規定。

※重大事態=いじめにより、①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○知事の再調査(第22条)

県立学校・私立学校の重大事態の調査結果を踏まえ、必要があると認めるときは、自ら調査を実施できることを規定。

また、市町村立学校の重大事態について、市町村と連携の下、調査等を実施できることを規定。

その他

○財政措置(第23条):いじめの防止等のために必要な財政上の措置を講ずる

○施行期日(附則):平成26年4月1日から施行する

置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなつたために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

千葉県いじめ防止対策推進条例

(目的)

第一条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、県が取り組むべき施策を整理し、及び積極的かつ効果的ないじめの防止等のための対策を実施することにより、児童等が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 二 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 三 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 四 保護者 親権を行う者、未成年後見人及び児童等を現に監護する者をいう。
- 五 県民 本県の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されないと正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、国、県、市町村（学校を設置する一部事務組合を含む。以下同じ。）、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携の下、取り組まれなければならない。

(いじめの禁止等)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

- 2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないように努めるものとする。

(県の責務)

第五条 県は、国、市町村その他の関係者と協力して、本県の実情に応じたいじめの防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

2 県は、学校の設置者として県立の学校におけるいじめの防止等に関する施策を第一義的に実施する責務を有し、積極的な施策を講ずるものとする。

3 県は、県立の学校以外の学校におけるいじめの防止等に関する施策を補完的に実施することとし、当該学校の設置者の要請を受けた場合には、迅速に必要な措置を行って協力するものとする。

4 県は、県外に所在する学校に通学する児童等に係るいじめの防止等のため、当該学校の所在する地方公共団体その他の関係機関と必要な協力をを行うものとする。

(市町村の役割)

第六条 市町村は、国、県その他の関係者と協力しつつ、当該地域の実情に応じたいじめの防止等に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市町村は、学校の設置者として当該市町村立の学校におけるいじめの防止等に関する施策を第一義的に実施すべき立場にあることを踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

(県及び市町村以外の学校の設置者の役割)

第七条 県及び市町村以外の学校の設置者は、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(学校及び学校の教職員の役割)

第八条 学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、警察その他の関係者との連携を図りつつ、児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる環境を整える等、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処するものとする。

2 学校は、いじめへの対応に当たり、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行うものとする。

3 学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識して、児童等に適切な指導を行うものとする。

(保護者の役割)

第九条 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

2 保護者は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努めるものとする。

3 保護者は、国、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第十条 県民は、それぞれの地域において、児童等に対する見守り、児童等との交流の機会の確保その他の安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 県民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、県、市町村、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(県いじめ防止基本方針)

第十一条 県は、法第十一條第一項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）を参照し、本県の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「県いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 県いじめ防止基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 いじめの防止等のための対策の評価及び検証方法に関する事項
- 四 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

3 県は、いじめに関する状況の変化を勘案し、及びいじめの防止等のための対策に関する評価を踏まえ、県いじめ防止基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

4 県は、県いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(学校いじめ防止基本方針)

第十二条 学校は、国いじめ防止基本方針、県いじめ防止基本方針及び法第十二条の規定により当該学校の所在する市町村が定める地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(相談及び情報収集体制の充実)

第十三条 県は、児童等、保護者、学校の教職員その他のいじめの防止等に関係する者が安心して相談でき、その相談に速やかに対応できるよう、いじめに関する相談体制の充実を図るものとする。

2 県は、県内のいじめに関する情報の収集を行うとともに、市町村その他の関係者と相互に連携して迅速かつ適切な対応ができる体制の充実を図るものとする。

(予防及び早期発見)

第十四条 県は、市町村その他の関係者と相互に連携し、児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組その他のいじめの予防のための対策を講ずるものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と相互に連携し、いじめの早期発見に努めるとともに、発見したいじめに対しては迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第十五条 県は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、次の各号に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 研修の充実を通じた学校の教職員の資質の向上
- 二 生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置
- 三 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーその他の心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるもの及びいじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保及び適切かつ十分な配置

(啓発)

第十六条 県は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について、必要な広報その他啓発活動を実施するものとする。

2 いじめの防止等に関する県民の理解を深めるため、毎年四月をいじめ防止啓発強化月間とする。

(ネットいじめ対策)

第十七条 県は、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「ネットいじめ」という。）に対する対策の推進のために、次の各号に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 児童等がネットいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組への支援
- 二 ネットいじめに関する事案に対処する体制の整備
- 三 インターネットの適切な利用方法の周知その他ネットいじめの防止に資する教育及び啓発活動
- 四 ネットいじめを防止するためのインターネットの利用に關係する事業を行う者による取組の促進につながる施策

(調査研究)

第十八条 県は、市町村、大学その他の関係者と連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(千葉県いじめ問題対策連絡協議会)

第十九条 県は、いじめの防止等を、関係機関及び関係団体と連携して推進するため、学校、千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）及び市町村の教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察その他の関係者により構成される千葉県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、県教育委員会が定めるものとする。

3 県は、市町村が法第十四条第一項に規定するいじめ問題対策連絡協議会を設置する場合には、市町村の要請に応じて適切な指導、助言又は援助を行うものとする。

(千葉県いじめ対策調査会)

第二十条 県教育委員会に、法第十四条第三項に規定する附属機関として、千葉県いじめ対策調査会（以下「いじめ対策調査会」という。）を置く。

2 いじめ対策調査会は、次の各号に掲げる事項を担任する。

一 いじめの防止等に関する調査研究

二 県が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議

三 重大事態（法第二十八条第一項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が県立の学校で発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査

3 いじめ対策調査会は、委員十人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、県教育委員会が任命する。

5 委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 いじめ対策調査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 会長は、いじめ対策調査会を代表し、その会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

9 いじめ対策調査会の会議は、会長が招集する。

10 いじめ対策調査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

11 いじめ対策調査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

12 前各項に定めるもののほか、いじめ対策調査会の組織及び運営に関して必要な事項は、県教育委員会が定めるものとする。

(重大事態への対応)

第二十一条 県は、重大事態が県立の学校で発生した場合には、関係機関と連携して、法第五章に規定する対処等を迅速かつ適切に行うものとする。

2 県は、児童等又はその保護者から、いじめにより当該児童等の生命、心身若しくは財

産に重大な被害が生じ、又は当該児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているにもかかわらず、関係機関が法第五章に規定する対処等を実施しない等の相談を受けた場合には、当該関係機関への連絡その他の調整を行い、当該関係機関による対処が迅速かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

- 3 県は、児童等が県外に所在する学校に在籍している等の理由により、重大事態が県外で発生している場合には、当該重大事態に關係する地方公共団体、学校の設置者その他の関係機関に対し通報、協力の要請及び情報の提供等を行い、当該関係機関による法第五章に規定する対処等が迅速かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

(知事の調査)

第二十二条 知事は、法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 2 知事及び県教育委員会は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、第一項に規定するもののほか、前条第二項の規定による調整の結果等を踏まえ、当該学校の設置者と連携の下、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、重大事態への対処のため必要な調査等を行うことができるものとする。

(財政措置)

第二十三条 県は、いじめの防止等のための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

千葉県教育委員会規則第3号

千葉県いじめ対策調査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県いじめ防止対策推進条例（平成二十六年千葉県条例第号。以下「条例」という。）第二十条第十二項の規定により、千葉県いじめ対策調査会（以下「いじめ対策調査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(出席の求め等)

第二条 いじめ対策調査会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(部会長等)

第三条 いじめ対策調査会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第四条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会は、当該部会に属する委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 部会の議事は、出席した当該部会に属する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 第二条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「いじめ対策調査会」とあるのは、「部会」と読み替えるものとする。

(除斥)

第五条 いじめ対策調査会は、条例第二十条第二項第三号の重大事態の事実の確認並びに調査及び審査を行うに当たっては、当該重大事態の関係者と人間関係又は利害関係を有し、又は有するおそれがあると認める委員を参与させないものとする。

(秘密の保持)

第六条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第七条 いじめ対策調査会の庶務は、教育庁教育振興部指導課において処理する。

(補則)

第八条 この規則に定めるもののほか、いじめ対策調査会の運営に関し必要な事項は、会長がいじめ対策調査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

千葉県いじめ防止基本方針(概要)

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

○千葉県のいじめの状況

- ・平成24年度認知件数:21,028件、児童生徒1,000人あたり32.2件(全国6番目)
→認知件数が多いことを過大に問題視せず、積極的にいじめを認知し、解消することが重要

○基本理念

- ・すべての児童生徒が「いじめが絶対に許されない」と正しく認識すること、いじめへの対処を理解し行動できる力を身につけることが、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えるための中核
- ・学校を中心に、いじめを受けた児童生徒・助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要
- ・児童生徒が「いじめを放置しない」ことを可能にする環境づくりが必要

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

○県が実施すべき施策

①基本的事項

- ・本県の実情に応じたいじめの防止等に関する施策を策定し、実施
- ・県外の学校に通う児童生徒についても、他の地方公共団体と連携して支援

②相談及び情報収集体制の充実

- ・相談窓口の設置、人員の確保等+児童生徒・保護者への周知徹底
- ・教職員が安心して相談できる体制づくり(学校内の組織+県の相談組織)
- ・県において継続的な情報収集を実施

③いじめの予防のための取組の推進

- ・児童生徒自らいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組
「いのちを大切にするキャンペーン」、道徳教育の映像教材など
- ・児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組
「豊かな人間関係づくり実践プログラム」など
- ・その他、いじめに適切に対処する力(いじめに負けないための力)を養う取組等

④いじめの早期発見のための取組の推進

- ・定期的なアンケート調査、個人面談等の推進

⑤人材の確保及び資質の向上

- ・研修の充実を通じた教職員の資質の向上、教職員配置の充実
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の確保と適切かつ十分な配置

⑥啓発活動

- ・「24時間いじめ相談ダイヤル」等の相談機関の周知徹底
- ・いじめ防止啓発強化月間(毎年4月)における取組強化

⑦インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ・情報リテラシーや情報モラルに関する教育の充実
- ・ネットいじめ事案に対処する体制の整備…「ネットパトロール」等

⑧調査研究

- ・継続的な調査研究の実施→関係機関との共有

○学校及び学校の教職員の役割

①学校いじめ防止基本方針の策定

- ・策定にあたっての手引き(チェックリスト等)を示し、各学校を支援
- ・学校におけるいじめの相談・通報窓口を示している
- ・いじめ事案が発生した場合の報告連絡体制について定めている 等

②学校におけるいじめの防止等のための組織

- ・「生徒指導部会」等既存の組織を有効活用する。

③学校におけるいじめの防止等に関する措置

- ・未然防止・早期発見・いじめに対する措置にあたっての留意点を提示
- 例) 教職員が自らの言動の影響力を十分に認識する必要
アンケート調査の計画的な実施と個別面談の機会の設定
いじめの被害者の安全確保を最優先し、ケアを開始 等

○保護者の役割

- ・児童生徒がいじめを受けた場合に適切に保護する →保護者への働きかけが必要(啓発資料等)
- ・いじめが絶対に許されない行為であることを理解させる →家庭教育の役割も重要

○重大事態への対処

※重大事態=いじめにより、①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①重大事態に関する調査

- ・事実の認知後、学校は速やかに報告(県立・私立学校→県→知事、市町村立学校→市町村→市町村長)
- ・調査主体の決定(学校or学校の設置者)
- ・調査の実施と報告

②知事による再調査

- ・知事は①の調査結果について、必要があると認めるときは、再調査ができる。

③関係機関が重大事態の対処等を実施しない等の相談を県が受けた場合

- ・県は関係機関に連絡して対応を依頼したり、必要な助言を行う等により、対処が進むよう努める。

④重大事態が県外で発生している場合

- ・当該地方公共団体に連絡する等により、対処が進むよう努める。

⑤市町村との連携による再調査

- ・市町村における調査の結果を踏まえ、当該市町村と連携の下、知事が調査できる。

第3 いじめの防止等のための対策の評価及び検証方法に関する事項

いじめ防止対策の実施状況等を毎年千葉県いじめ対策調査会に提出し、点検評価を受け、各種施策を改善

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

○調査結果等の資料の保存

各設置者の定める文書の保存に関する規則に従い適切に取り扱う。

○教職員の業務の精選

○県基本方針の見直し

毎年の評価・検証に基づき、改善のための見直しを実施

千葉県いじめ防止基本方針

平成26年8月20日
千葉県・千葉県教育委員会

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 ······ 4

1 千葉県いじめ防止対策推進条例制定の意義 ······	4
(1) いじめ防止対策推進法及び千葉県いじめ防止対策推進条例制定の経緯 ···	4
(2) 千葉県のいじめの状況 ······	5
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念 ······	5
3 いじめの定義 ······	6
(1) 定義に基づくいじめの判断 ······	7
(2) 留意点 ······	8
4 いじめの理解 ······	8
5 いじめの防止等に関する基本的考え方 ······	8
(1) いじめの防止 ······	8
(2) いじめの早期発見 ······	9
(3) いじめへの対処 ······	9
(4) 地域や家庭との連携について ······	9
(5) 関係機関との連携について ······	10
6 法及び条例が規定するいじめ防止等への組織的対応 ······	10
(1) いじめ防止基本方針 ······	10
(2) 法第22条に規定する「いじめの防止等の対策のための組織」 ······	11
(3) 法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」 ······	11
(4) 法第14条第3項に規定する教育委員会の「附属機関」 ······	11

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 ······ 12

1 県が実施すべき施策 ······	12
(1) 県が実施すべき基本的事項 ······	12
(2) 相談及び情報収集体制の充実 ······	13
(3) いじめの予防のための取組の推進 ······	14
(4) いじめの早期発見のための取組の推進 ······	16

(5) 人材の確保及び資質の向上	16
(6) いじめの防止等のための啓発活動	18
(7) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	19
(8) 調査研究	20
2 市町村の役割	21
3 県及び市町村以外の学校の設置者の役割	22
4 学校及び学校の教職員の役割	22
(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定	22
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	28
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	29
5 保護者の役割	33
6 県民の役割	34
7 重大事態への対処	34
(1) 学校の設置者又は学校による調査	34
(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置	39
(3) 関係機関（県立学校、市町村教育委員会、私立学校など）が法第五章に規定する対処等を実施しない等の相談を県が受けた場合	40
(4) 児童生徒が県外に所在する学校に在籍している等の理由により、重大事態が県外で発生している場合	40
(5) 市町村との連携による再調査	41

第3 いじめの防止等のための対策の評価及び検証方法に関する事項 · 42

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 · · · · · 42

1 調査結果等の資料の保存について	42
2 教職員の業務の精選について	42
3 県基本方針の見直しについて	42

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 千葉県いじめ防止対策推進条例制定の意義

(1) いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）及び千葉県いじめ防止対策推進条例（平成二十六年千葉県条例第三十一号。以下「条例」という。）制定の経緯

いじめは、児童生徒が充実した環境で教育を受け、その個性や能力を伸長させながら人格を形成していくという当然の権利を奪う行為である。また、その後の児童生徒の人生に大きな影を落とし、回復しがたい傷を残すことになりかねず、場合によっては命さえ奪ってしまうものである。

いじめ問題はこれまで度々社会問題化してきたが平成24年7月、大津市のいじめ事案の報道後は、いじめが大きな社会問題として再認識され、いじめ防止対策推進法の成立をはじめとした対応が全国的に急がれることとなった。

本県においても、県民のいじめ問題に対する関心、児童生徒、保護者の不安、そしていじめの根絶への期待が一層高まっていた。このため、法律の趣旨を踏まえつつ、県として取り組むべきことを整理し、いじめの防止及び発生したいじめへの迅速かつ適切な対応を推進し、県民一丸となっていじめの根絶を目指すために、その基本的指針となる条例の制定が必要であり、平成26年2月の定例県議会において県議会議員が発議し、千葉県いじめ防止対策推進条例の制定に至った。

度重なる重大事態の発生や、いじめで傷ついている子供たちの存在を重く受け止め、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策は、条例に基づき総合的、継続的に実施することが求められており、その不斷の努力なくしては、子供たちをいじめから守ることはできない。

（目的）

第一条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、県が取り組むべき施策を整理し、及び積極的かつ効果的ないじめの防止等のための対策を実施することにより、児童等が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

(2) 千葉県のいじめの状況

文部科学省が毎年実施している、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、平成24年度の本県のいじめ認知件数は、21,028件、児童生徒1000人当たりの認知件数は32.2件となっており全国で6番目に多い。

平成24年度以前の状況についても本県のいじめ認知件数は全国的には多い方に分類できる。しかし、いじめ問題への対応は未然防止とともに早期発見、早期の適切な対応が重要であることから、認知件数が多いことを過大に問題視することなく、むしろ積極的にいじめを認知し、解消することが重要である。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめはすべての児童生徒に関する問題であり、すべての児童生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識」すること、自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいのかを理解し、行動できる力を身に付けることが、学校の内外を問わず「誰もがいじめの当事者となることのない環境を整える」ための中核をなすものである（条例第3条第1項）。また、それを実現できるような環境（規律ある学校環境、学校内外の相談体制等）を整えることが求められている。

そして、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要であり、そのために関係者が連携し、県民が一丸となって取り組んでいくことが必要である（条例第3条第2項）。このことが担保されない場合、いじめの相談や通報をためらうことにもなりかねず、いじめの防止等の対策の根幹を揺るがしかねないからである。

これらのいじめの防止等のための対策を実施する主体として条例では、学校を中心となることを明示している（条例第3条第1項）。これは、学校が児童生徒を直接に指導する場であり、また、いじめが対人関係から発生することに鑑み、児童生徒に発達段階に応じて好ましい対人関係を築く力を養う役割が学校に期待されているからである。

なお、教育委員会や保護者、関係機関や団体等の役割が、この規定をもって減ずるものでないことは言うまでもなく、各々が学校と協力し、又は直接にいじめの防止等のための対策を実施する責務・役割を有している。

また、条例は、児童生徒に対して、いじめを行ってはならないこと（条例第4条第1項）、いじめを認知しながら放置しないよう努めること（条例第4条第2項）を求めている。「いじめを放置しない」ことについては、大人社会においても誤りや不正を認識しながらも、それを是正するために同僚等、集団の仲間に注意を与えることは

困難を感じる場合があることに思いをいたし、理想を掲げながらも、多くの児童生徒にとって、このことが難しいことであるとの認識を持つ必要がある。

いじめを認知し、毎日嫌な思いをしながら見続けており、注意できないことに深い自責の念を持っている児童生徒がいることも想定して、実際に児童生徒が「いじめを放置しない」ことを可能にする環境をつくることに注力する必要がある。
5

具体的には、各学校が実態に応じて、児童生徒がいじめに関する情報提供をしたことを他の児童生徒に知られずにすむ具体的な方法を確立した上で、「学校がいじめに関する情報を強く求めている。」「情報提供者の秘密を厳守する。」等の強いメッセージを発信することと、そのメッセージが信用に値するような平素からの児童生徒と教職員の人間関係を醸成することである。
10

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されないと正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として行われなければならない。
15

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、国、県、市町村（学校を設置する一部事務組合を含む。以下同じ。）、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携の下、取り組まれなければならない。

(いじめの禁止等)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないように努めるものとする。

25 3 いじめの定義

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
30

(二～五 略)

(1) 定義に基づくいじめの判断

いじめの定義については条例第2条により法と同様の定義がなされている。また「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国基本方針」という。)によって以下のように記載されている。

- 5 ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- 10 ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 15 カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- 20 キ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ク いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に恶意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。
- 25 ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。
- 30 ○ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
○ 仲間はずれ、集団による無視をされる
○ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
○ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
○ 金品をたかられる
○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) 留意点

(1) で挙げた「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめの理解

国基本方針では、いじめについて以下の①～④の視点を示している。

① 「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。」

② 「いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。」

③ 「『暴力を伴わないいじめ』であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、『暴力を伴ういじめ』とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。」

④ 「学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、『観衆』としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている『傍観者』の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。」

いじめがいわゆる「荒れた学校」や「問題のある学年」、「問題のある児童生徒」に固有のものではなくほとんどの児童生徒がいじめの被害者になり得ること、また加害者にもなり得ることが調査データによって確認されている^{*}

また、「集団全体にいじめを許容しない雰囲気」を醸成するには、児童生徒への働きかけに加えて、教職員の姿勢が大きな影響を与える。教職員の振る舞いがいじめに暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりすることが起こり得る問題を重く受け止める必要がある。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

県は、市町村その他の関係者と相互に連携して児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組を通じて「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組を通じて、児童生徒を心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むとともに、その他いじめの予防のための対策として法教育の視点からの人権の問題や、他

*1 いじめ追跡調査 2010-2012 平成25年7月国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

者をいじめることにより発生する責任などについての具体的な指導を推進することが必要である。

その際は、いじめの背景として、クラスや部活動などの集団が、友人関係等における不和・不仲や過度の競争意識などにより、ストレスを高める状態に陥っているいか留意するとともに、児童生徒には他者を尊重する気持ちを養い、自己肯定感を高め自信を持たせるなど、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。
5

これらに加え、いじめ問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

10 いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対処の前提であり、定期的なアンケート調査や個別面談等により積極的にいじめの兆候を捉えにいく取組と、いじめを受けている又はいじめを認知した児童生徒が、速やかに相談できる体制を学校内外に整備する取組が重要である。

15 また、教職員をはじめとしたいじめから子供たちを守る大人たちのいじめに対する感度を高めるため、いじめ問題に直接携わる人材への研修や、県民に向けた啓発等も重要である。

(3) いじめへの対処

20 いじめの防止等の対策に関する基本理念にあるように、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが、何よりも重要である。

このように児童生徒を徹底して守り抜くために、学校は組織として対応し、家庭、教育委員会等と連絡を密にし、必要に応じて警察や児童相談所²など関係機関と速やかに連携を図ることが重要である。

25 また、いじめを行った児童生徒に対して事情確認（その児童生徒の家庭環境など背景も含んだ総括的なもの）した上で、適切に指導するとともに、いじめが発生したクラスや部活動等の集団の状況を適切に把握し、併せて、必要な指導を行い、再発防止を徹底する。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域や家庭との連携を図ることが重要である。具体的にはすべての県立学校に設置されている「開かれた学校づくり委員会」や「学校を核とした『県内 1000 か所ミニ集会』」を活用するこ
30

*2 いじめの背景に、児童生徒の非行や家庭の抱える困難など様々な要因も考えられる。児童相談所は、そうした問題を抱える児童生徒や家庭等からの相談に応じ、支援を行う機関である。学校と児童相談所がそれぞれの機能に基づき、役割分担を果たすことが重要である。

とが考えられる。

また、学校は、平素から積極的な情報発信に努めるなど家庭との連携強化に努め、いじめを含む問題行動等が発生した際に、迅速に協力し、対処できる体制を確立しておくことが重要である。

5 (5) 関係機関との連携について

個別の事案への対応はもとより、いじめの未然防止や早期発見の観点からも学校や家庭、教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、法務局など）との連携は重要である。

連携を促進するため、県は市町村や各学校が関係機関に協力を要請しやすいような環境を整えることが必要である。

また、連携の成果を高めるためには、具体的な事例に基づき、どのような協力が可能なのか等、平素から検討しておく必要がある。

特に、3 (2) で述べたとおり、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの等については、警察との連携が重要である。本県においては、平成25年1月から県教育委員会と県警察の連絡会議を発足させるなど、連携を強化しつつあるが、こうした取組を継続していくべきである。

6 法及び条例が規定するいじめ防止等への組織的対応

(1) いじめ防止基本方針

国及び学校は法により「いじめ防止基本方針」を策定することが義務付けられている。また、県や市町村は、「いじめ防止基本方針」の策定について、法で努力義務³とされているが、県の基本方針は条例に基づき策定することとしている。

(県いじめ防止基本方針)

第十二条 県は、法第十二条第一項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）を参照し、本県の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「県いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 県いじめ防止基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 いじめの防止等のための対策の評価及び検証方法に関する事項

*3 法第12条（地方いじめ防止基本方針）地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。